

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシアはウクライナへの侵攻を開始し、軍事攻撃により、子どもを含む数多くの民間人までもが犠牲となっている。

また、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言は、唯一の被爆国として断じて容認できない発言である。

このように、武力を背景として一方的に現状を変更しようとする侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性への侵害であり、武力の行使を禁ずる明確な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて許されるものではない。

よって、本町議会は、ロシアによる軍事侵攻を強く非難するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を求めるものである。

また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携し、制裁措置を含む厳格な対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

揖斐川町議会